

建築工事監理指針 令和元年版（上巻） 第1刷から第4刷までの正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正				
307	5	3	6	鉄筋の保護	表5.3.4	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">壁</td> </tr> <tr> <td>上段梁下より0.5m程度 中段上段より1.5m間隔 程度 (以下、略)</td> </tr> </table>	壁	上段梁下より0.5m程度 中段上段より1.5m間隔 程度 (以下、略)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">壁</td> </tr> <tr> <td>上段梁下より0.5m程度 中段は上段より1.5m間 隔程度 (以下、略)</td> </tr> </table>	壁	上段梁下より0.5m程度 中段は上段より1.5m間 隔程度 (以下、略)
壁											
上段梁下より0.5m程度 中段上段より1.5m間隔 程度 (以下、略)											
壁											
上段梁下より0.5m程度 中段は上段より1.5m間 隔程度 (以下、略)											
461	6	9	1	一般事項	JIS A 1156 :2014 附属書 上から7行目	<p>2. 抵抗温度計等による測定 白金抵抗温度計…によって行う。抵抗温度計は、<del>JIS-C 1603</del> (指示抵抗温度計) などの JIS C 1604 (測温抵抗体) 及び JIS C 1611 (サーミスタ測温体) に規定された…。(以下、略)</p> <p>3. 熱電温度計による測定 熱電温度計…によって行う。熱電温度計は、<del>JIS-C 1601</del> (指示熱電温度計) などの JIS C 1602 (熱電対) 及び JIS C 1605 (シース熱電対) に規定された…。(以下、略)</p>	<p>2. 抵抗温度計等による測定 白金抵抗温度計や…によって行う。抵抗温度計は、JIS C 1604 (測温抵抗体)、<u>JIS C 1606</u> (シース測温抵抗体) 及び JIS C 1611 (サーミスタ測温体) に規定された…。(以下、略)</p> <p>3. 熱電温度計による測定 熱電温度計…によって行う。熱電温度計は、 JIS C 1602 (熱電対) 及び JIS C 1605 (シース熱電対) に規定された…。(以下、略)</p>				
467	6	9	3	コンクリートの強度試験	表6.9.2	表-1 による。	表-2 による。				

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正
645	7	10	3	アンカーボルトの設置等	鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件  図を除き、上から4行目	最終改正 平成19年9月27日 国土交通省告示第1229号  建築基準法施行令…基準を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第66条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める…。（以下、略）	最終改正 平成30年9月12日 国土交通省告示第1098号  建築基準法施行令…基準を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第66条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第2項、第5項又は第6項に規定する仮設建築物(同法第6条第1項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。)</u> のものを除き、次の各号のいずれかに定める…。（以下、略）
683	7	13	1	一般事項	表の下から3段目	(12) H形断面の直角度 $e$ 限界許容差 接合部  $e \leq \frac{3b}{100} \text{ かつ } e \leq 1\text{mm}$	(12) H形断面の直角度 $e$ 限界許容差 接合部  $e \leq \frac{3b}{200} \text{ かつ } e \leq 1\text{mm}$

表6.9.2 供試体の採取例											
1日の コンクリート 打込み量	試験の 回数	試料を採取する 運搬車（注）2	管理試験の種類								1 運搬車からの 供試体の採取 合計 （/台）
			調合管理強度の判定		型枠取外し時期決定用		構造体コンクリート強度判定用				
			合否判定 の単位	標準養生 （材齢28日）	合否判定 の単位	現場水中養生又は 現場封かん養生	合否判定 の単位	現場水中養生 又は標準養生 （材齢28日）	現場封かん養生 （材齢28日を 超え91日以内）（注）3	標準養生 （材齢28日）	
0～405m <sup>3</sup> （注）1	1	0～45m <sup>3</sup> に1台	405m <sup>3</sup>	—	135m <sup>3</sup>	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	3個
		45～90m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	6個	
		90～135m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	3個	
	2	135～180m <sup>3</sup> に1台		—	135m <sup>3</sup>	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	3個
		180～225m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	6個	
		225～270m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	3個	
	3	270～315m <sup>3</sup> に1台		—	135m <sup>3</sup>	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	3個
		315～360m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	6個	
		360～405m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	3個	

（注） 1. 試料を採取する運搬車は、適切な間隔をあける（50m<sup>3</sup>に一台）。ただし、150m<sup>3</sup>を超える量がわかずかな場合には、150m<sup>3</sup>前後の量でほぼ等量 にするとよい。  
 2. 試料の採取は、下記の打込み量の中程の1台。  
 3. 「標仕」6.9.5(1)(7)を満足しないと想定される場合。

表6.9.2 供試体の採取例												
1日の コンクリート 打込み量	試験の 回数	試料を採取する 運搬車（注）2	管理試験の種類									
			調合管理強度の判定		型枠取外し時期決定用		構造体コンクリート強度判定用					
			合否判定 の単位	標準養生 （材齢28日）	合否判定 の単位	現場水中養生又は 現場封かん養生	合否判定 の単位	標仕 6.9.5 (1)の(7)から(9)のいずれか				(9) 標準養生 （材齢28日）
								(7) 現場水中養生 （材齢28日）	(8) 現場封かん養生 （材齢28日） （材齢28日を 超え91日以内）	(9) 標準養生 （材齢28日）		
0～405m <sup>3</sup> （注）1	1	0～45m <sup>3</sup> に1台	405m <sup>3</sup>	—	必要に応じ て定める。	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	1個	
		45～90m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	1個		
		90～135m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	1個		
	2	135～180m <sup>3</sup> に1台		—	135m <sup>3</sup>	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	1個	
		180～225m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	1個		
		225～270m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	1個		
	3	270～315m <sup>3</sup> に1台		—	135m <sup>3</sup>	1個	135m <sup>3</sup>	1個	1個	1個	1個	
		315～360m <sup>3</sup> に1台		3個		1個		1個	1個	1個		
		360～405m <sup>3</sup> に1台		—		1個		1個	1個	1個		

（注） 1. 試料を採取する運搬車は、適切な間隔をあける（50m<sup>3</sup>に一台）。ただし、150m<sup>3</sup>を超える量がわかずかな場合には、150m<sup>3</sup>前後の量でほぼ等量 にするとよい。  
 2. 試料の採取は、下記の打込み量の中程の1台。

建築工事監理指針 令和元年版（下巻） 第1刷から第4刷までの正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正
387	16	1	7	建具の性能等	防火区画に用いる 防火設備等の構造 方法を定める件  上から6行目	建築基準法施行令・・・第112条第14項第一号、 第129条の13の2及び第136条の2 第一号の規 定に基づき、・・・。  第1 建築基準法施行令（以下「令」とい う。）第112条第14項第一号イからニまでに 掲げる要件(ニに掲げる要件にあつて は、・・・。 (以下、略)	建築基準法施行令・・・第112条第13項第一号、 第129条の13の2及び第136条の2 第一号の規 定に基づき、・・・。  第1 建築基準法施行令（以下「令」とい う。）第112条第13項第一号イからニまでに 掲げる要件(ニに掲げる要件にあつて は、・・・。 (以下、略)